

■ 令和 5 年度 第 2 回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

介護保険サービスの現状等について

令和 5 年 7 月 2 6 日



目次

- 1 居宅サービスの現状について P1~3
- 2 入所・入居サービスの現状について P4
- 3 有料老人ホーム等の現状について P5~8
- 4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について . . . P9~10
- 5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて P11~19

1 居宅サービスの現状について①

▶ 居宅サービスの現状（居宅サービス）

● 充足しているサービス

- 訪問系サービス 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
- 通所系サービス 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護
- 短期入所サービス 短期入所療養介護
- その他居宅サービス（看護）小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

特に、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、福祉用具貸与・販売は、「不足」※との回答が2%以下となっている。

< **参考資料 2** P1~4 参照 >

● 不足しているサービス

- 訪問系サービス 訪問介護

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

訪問介護は、「不足」※との回答が57.5%と他の居宅サービスに比べ高くなっている。

< **参考資料 2** P1参照 >

※ 不足：高齢者実態等調査報告書（R5.3）「供給が不足していると感じるサービス」について、ケアマネと地域包括支援センター職員へのアンケート結果

1 居宅サービスの現状について②

▶ 居宅サービスの現状（居宅サービス）

● やや不足しているサービス

○訪問系サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「不足」※との回答が19.1%、夜間対応型訪問介護は、21.7%と他の居宅サービスより比較的高い。

○短期入所系サービス 短期入所生活介護

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の回答状況

短期入所生活介護は、「不足」※との回答が19.1%と他の居宅サービスより比較的高い。

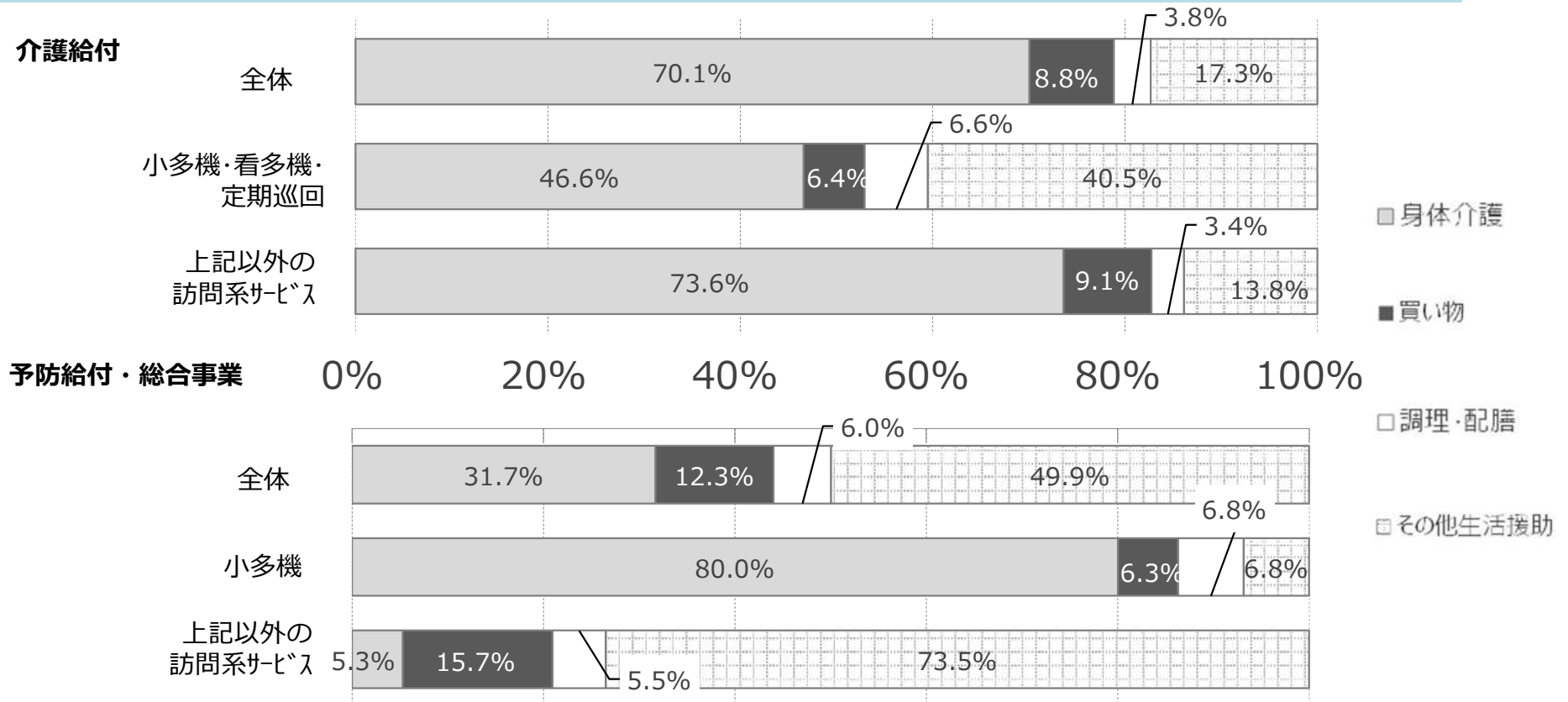
< **参考資料 2** P1・3 参照 >

※ 不足：高齢者実態等調査報告書（R5.3）「供給が不足していると感じるサービス」について、ケアマネと地域包括支援センター職員へのアンケート結果

1 居宅サービスの現状について③

▶ 介護人材実態調査の主な調査結果（訪問系サービス）

● 訪問介護のサービス提供時間の内容別内訳



※介護人材実態調査

【調査の目的】 介護人材の性別・年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用・離職の状況、訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握し、**地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改善など**につなげていくことを目的とする。

【実施期間】 令和5年1月から3月

- ☞ 訪問系サービスにおいて、**予防給付・総合事業**では7割程が**その他生活援助**となっている。
- ☞ **小多機・看多機・定期巡回**において、**介護給付**では4割程が**その他生活援助**となっている。
- ⇒ その他生活援助の需要も多いことから、民間サービスの活用なども含めて**地域で支え合う仕組みづくり**が必要である。

2 入所・入居サービスの現状について

▶ 岐阜市の入所・入居サービス待機者の状況等

	区分	施設数 (令和5年4月1日現在)	定員 (令和5年4月1日現在)	利用者 (令和5年4月1日現在)	利用率 (令和5年4月1日現在)	待機者 (令和5年4月1日現在)	令和5年度 整備数	備考
入居	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護	9	383人	286人	74.7%	6人	0施設	待機者数は各事業所（令和5年6月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
	認知症対応型共同生活介護	54	876人	808人	92.2%	108人	1施設	待機者数は各事業所（令和5年6月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
入所	(地域密着型) 介護老人福祉施設	27	2,012人	1,825人	90.7%	1,269人 739人	1施設	(上段)待機者数は各事業所（令和5年6月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり） (下段) 令和4年4月1日現在待機者の名寄せ後の集計
	介護老人保健施設	15	1,368人	1,114人	81.4%	58人	増床1施設	待機者数は各事業所（令和5年6月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）
	介護医療院	3	112人	97人	86.6%	10人	0施設	待機者数は各事業所（令和5年6月1日現在）からの報告から集計（待機者人数には重複者あり）

参考① 739人の待機者の内訳

・とりあえず申込み：	332人
・1年以内に入所希望：	407人
うち ・優先入所該当：	33人
・措置入所該当：	3人
・優先入所非該当：	371人

参考② 第8期高齢者福祉計画における現在整備中の施設

・地域密着型介護老人福祉施設：1施設	(29床)	} 44床
・介護老人保健施設	：増床1施設 (15床)	

岐阜市 人口推移

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市人口 (人)	408,109	384,000	369,486	354,342	339,077
65歳以上人口 (人)	116,801	115,807	116,183	118,182	122,993
75歳以上人口 (人)	62,124	70,166	70,426	68,061	67,863
85歳以上人口 (人)	19,060	23,127	26,409	30,681	29,861

2020年は、2020年4月1日時点の住民基本台帳の人口

2025年以降は、推計値（（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」）

- ☞ 認知症対応型共同生活介護及び（地域密着型）介護老人福祉施設について、待機者が多く存在している。
- ☞ 2020年から2040年にかけて、全体の人口は約17%減が予測される一方で、65歳以上人口及び75歳以上の人口は、約1.1倍に増加すると見込まれ、とりわけ介護サービスの需要が高まる85歳以上の人口が約1.6倍となることから、今後も計画的な介護保険施設・事業所整備が必要である。
- ☞ （地域密着型）特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設及び介護医療院については、定員に対して、比較的待機者の割合は低い。

3 有料老人ホーム等の現状について①

▶ 有料老人ホームの概要

有料老人ホームの概要

国資料

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

2. 有料老人ホームの定義

- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。

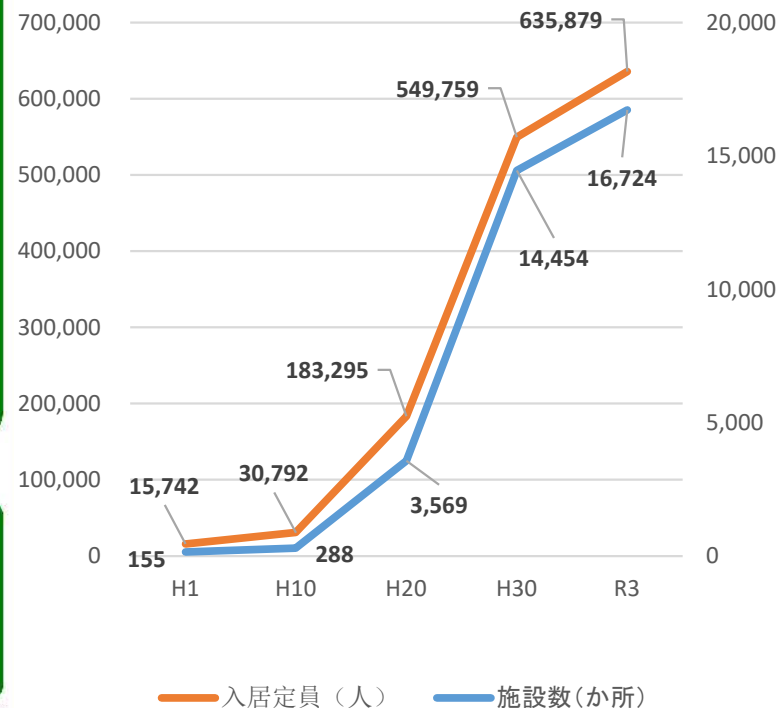


3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例:個室で1人あたり13㎡以上等)

有料老人ホーム数の推移



3 有料老人ホーム等の現状について②

▶ サービス付き高齢者向け住宅の概要

サービス付き高齢者向け住宅の概要

国資料

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法:公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準 (※有料老人ホームも登録可)

- 《ハード》 ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供)
[サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

- 《契約内容》 ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
・前払金に関して入居者保護が図られていること
(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

令和5年5月31日現在

棟数(全国)	8,206
登録戸数(全国)	282,547

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

24時間対応の訪問看護・介護
「定期巡回随時対応サービス」の活用→介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者向け住宅

【併設施設】
診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など

住み慣れた環境で
必要なサービスを受けながら
暮らし続ける

3 有料老人ホーム等の現状について③

▶ 岐阜市の有料老人ホーム等の現状

▶ 施設数及び定員数

有料老人ホーム

	平成29年 4月	令和2年 4月	令和5年 4月	R2からの 増減率 (%)
施設数 (か所)	46	73	92	126.0
定員数 (人)	1,414	2,065	2,626	127.2

サービス付き高齢者向け住宅

	平成29年 4月	令和2年 4月	令和5年 4月	R2からの 増減率 (%)
施設数 (か所)	30	39	50	128.2
登録戸数 (戸)	997	1,313	1,798	136.9

▶ 利用状況の調査結果 (令和5年4月1日現在)

区分	上段:定員(人) 下段:入居者(人) ※入居者(人)うち()内は保険者が岐阜市の者	入居者の介護度別内訳(人)上段 各介護度別入居者の全入居者に占める割合											市内施設(か所)上段 定員あたりの利用者数(人) 下段	待機者(人) ※重複あり	中核市 平均施設数(か所)上段 総定員数(人)下段
	令和5年4月1日	自立	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計	令和5年4月1日	令和5年4月1日	
有料老人ホーム	2,626 ※回答有:2,228	18	0	18	36	195	311	358	420	479	23	1,858	92 ※回答有:76	78	56
	1,858 (1,378)	1.0%	0.0%	1.0%	1.9%	10.5%	16.7%	19.3%	22.6%	25.8%	1.2%	100.0%	0.83		1,927
入居者の介護度別内訳を確認すると、要介護5の方が最も多く、介護保険施設と同様、重度の要介護者等を受け入れる役割を担っていることが伺える。 他の中核市との比較では、施設の数、総定員数ともに、平均を上回っている状況である。															
サービス付き高齢者向け住宅	1,798 ※回答有:1,133	0	1	17	38	105	166	227	232	114	33	933	50 ※回答有:37	80	29
	933 (699)	0.0%	0.1%	1.8%	4.1%	11.3%	17.8%	24.3%	24.9%	12.2%	3.5%	100.0%	0.82		979
入居者の介護度別内訳を確認すると、要介護4の方が最も多く、続いて要介護3の方が2番目に多いことから、中重度の要介護者等を受け入れる役割を担っていることが伺える。 他の中核市との比較では、施設の数、総定員数ともに、平均を上回っている状況である。															

※1 有料老人ホーム等における利用状況の調査について(依頼)(令和2年4月1日現在)について照会結果(有料:76件回答、サ高住:37件回答)

※2 中核市に対する「介護保険事業の実施状況等について」照会結果(令和5年5月22日実施、54市回答(岐阜市含む))

- ☞ **有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅**ともに、**3年間で施設数が大幅に増加している。**
 ⇒特別養護老人ホームは、原則要介護3以上、介護老人保健施設は、要介護1以上を対象としているが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、対象を限定していないことも理由の1つとして考えられる。
- ☞ **有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅**ともに、**要介護3以上の重度の要介護者を多く受け入れている。**
 ⇒特別養護老人ホーム等の介護施設の代替施設として、重度の要介護者の受け皿となっている実態がある。

3 有料老人ホーム等の現状について④

▶ 岐阜市の有料老人ホーム等の現状

▶ 苦情・相談及び事故等の件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情・相談（件）	154	166	137	143
有料・サ高住関連（件）	32	22	27	30
虐待関連（件）	15	7	13	12
有料・サ高住関連（件）	2	2	7	6
事故等（件）	704	700	633	633
有料・サ高住関連（件）	99	83	78	91

▶ 実地指導の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象事業所（事業所）	1,305	1,399	1,468	1,517
有料・サ高住（事業所）	91	110	117	130
実地指導（件）	446	366	80	115
有料・サ高住（件）	37	32	7	7

☞ **有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への苦情・相談及び事故等**はほぼ横ばい状態であるが、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるため、今後、通常の運営に戻った場合に**増加することが予想される**。
⇒併設されている事業所も多くあるため、**相談体制を強化**することが必要である。

☞ **有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅**の増加に伴って併設の事業所も増加しており、**実施指導の対象事業所が増加**している。
⇒介護事業所も全体的に増加しているため、**指導体制を強化**することが必要である。

4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について①

▶ 有料老人ホーム等の現状を勘案した介護保険施設・事業所整備の検討

高齢者のこれからの生活の希望

(%)

	自宅で家族などを中心に介護してほしい	自宅でホームヘルプサービス等を利用しながら暮らしたい	老人ホームなどに入所したい	同居でない家族のもとに行きたい	わからない	無回答
一般高齢者	16.4	42.9	14.4	0.9	20.9	4.5
要介護認定者	22.4	45.2	10.9	0.5	13.0	8.1

	なるべく家族のみで、自宅で介護したい	介護保険サービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護したい	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に入所させたい	認知症の方が共同で生活するグループホームに入居させたい	その他	わからない	無回答
要介護認定者の介護者	7.5	37.3	14.8	2.5	2.4	6.3	29.2

※高齢者等実態調査報告書(令和5年3月)

有料老人ホーム等における利用状況 (P7より引用)

区分	定員 (令和5年4月1日現在)	入居者 ※定員の約8割を想定	空床 ※調査回答結果からの想定
有料老人ホーム	2,626人	2,101人	446人
サービス付き高齢者向け住宅	1,798人	1,438人	324人

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の空床の合計

約770人

- ➡ 高齢者等実態調査報告書 (R4.3) の結果から、介護が必要となった時に自宅での生活を希望する人は**一般高齢者で59.3%、要介護認定者で67.6%**と6割程度の方が**介護が必要となっても在宅での生活を希望**している。
- ➡ また、**要介護認定者の介護者でも**自宅を希望する人が**44.8%**と、**5割近くの方が在宅での介護を希望**している。
- ➡ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の空き定員は、現状で770人程が想定され、比較的余裕がある。
- ➡ 国からは、介護保険施設・事業所整備に当たって**有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画**を策定することが、必要であるとされている。

⇒介護保険施設・事業所整備は今後も必要であるが、**高齢者の自宅での生活の希望、有料老人ホーム等の空き定員、他の施設(小規模多機能型居宅介護事業所、(地域密着型)特定施設入居者生活介護等)の整備状況**も考慮すべきと考える。

4 介護保険施設・事業所整備における留意事項について②

▶ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備計画の検討

小規模多機能型居宅介護の整備及び利用者の状況、看護小規模多機能型居宅介護の整備状況

日常生活圏域	岐阜市地域包括支援センター圏域	小規模多機能型居宅介護の整備状況	利用者(人)	包括圏域内利用者(人)	包括圏域外利用者(人)	看護小規模多機能型居宅介護の整備状況	利用者(人)
中央北	中央北【金華・京町・明徳・本郷】	小規模多機能 1事業所【金華】	27	21	6		
中央西	中央西【徹明・木之本】	小規模多機能 1事業所【木之本】	19	19	0	看護小規模多機能 1事業所【木之本】(R5.4~)	
	白梅華【梅林・白山・華陽】	小規模多機能 2事業所【白山】	50	15	35		
日光	島城西【島・城西】	小規模多機能 1事業所【島】	27	4	23		
	清流【早田・則武】	小規模多機能 1事業所【則武】	24	8	16		
西部	西部【木田・七郷・合渡】	小規模多機能 1事業所【合渡】	22	17	5		
岐北	岐北【黒野・方県・西郷・網代】	小規模多機能 1事業所【黒野】	5	3	2		
長良	長良【長良・長良西・長良東】	※他の圏域事業所の利用者：21人				看護小規模多機能 1事業所【長良西】	29
北部	北部【鸛山・常磐】	小規模多機能 1事業所【鸛山】	6	1	5		
	岩野田【岩野田・岩野田北】	小規模多機能 1事業所【岩野田北】	27	14	13		
北東部	北東部【藍川・三輪南・三輪北】	※他の圏域事業所の利用者：1人					
市橋	三里本荘【本荘・三里】	※他の圏域事業所の利用者：7人				看護小規模多機能 1事業所【木之本】 看護小規模多機能 1事業所【三里】(予定)	16
	精華【市橋・鏡島】	小規模多機能 1事業所【鏡島】	9	8	1		
境川	境川【鶉・日置江・柳津】	小規模多機能 1事業所【柳津】	26	21	5		
南部	南部【加納・加納西・茜部】	小規模多機能 1事業所【加納西】	23	7	16		
	厚見【厚見】	小規模多機能 2事業所【厚見】	25	9	16		
長森	長森南【長森南】	小規模多機能 1事業所【長森南】	17	8	9		
	長森【日野・長森北・長森東・長森西】	小規模多機能 1事業所【長森西】	8	6	2		
東部	東部【岩・芥見・芥見東・芥見南】	小規模多機能 1事業所【芥見東】	29	28	1	看護小規模多機能 1事業所【芥見】	28
	合計	18事業所	344人	189人	155人	5事業所(整備予定含む)	73人

(令和5年5月1日現在)

(小規模多機能の令和5年4月利用分)

(令和5年5月1日現在)

(看護小規模多機能の令和5年4月利用分)

- ☞ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、利用者の利便性から整備の必要性は高いが、地域包括支援センター圏域で整備されていないのは1圏域のみであることと、圏域外での利用も多いことから、**整備地域を限定する必要性は低い。**
- ☞ 看護小規模多機能型居宅介護については、今後ますます医療ニーズが増加することが予想されることから、**整備の必要性が高い。**

⇒複合サービスという利用者の利便性から、引き続き**整備が必要**と考える。➡ **次回(第3回)委員会にて施設整備目標数(案)を示す予定**

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて①

▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について

※地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、**重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム**

青字：第8期までの取組（引き続き第9期でも取り組んでいく予定）

赤字：第9期での取組（今後取り組んでいく予定）

【住まい】 自宅・サービス付き高齢者住宅など生活を送る場所

- 入居サービス：①生活支援ハウス ②軽費老人ホーム（ケアハウス） ③シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）
- 入所サービス：①養護老人ホーム
- 高齢者に対応した住・生活環境づくり：①高齢者住宅改善促進助成事業 ②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 ③コミュニティバス等の導入・運行の支援

【医療】 かかりつけ医・亜急性期・急性期病院、 回復期リハビリ病院・看護サービスなどの医療サービス全般

- 在宅医療と介護の連携体制の強化：①市民への普及・啓発 ②医療・介護関係者の情報の共有の支援 ③医療・介護関係者の研修 ④在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護情報基盤の整備(P13)

【介護】 在宅系サービス（訪問介護・通所介護など）、 施設・居住系サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・認知症共同生活介護など）

- 介護人材の確保・育成：①介護サービスのイメージアップ ②幅広い人材の確保 ③介護人材の育成 ④介護人材の定着促進 ⑤介護現場の革新
- 介護保険サービスの概要：①サービスの種類等
- 介護保険サービスの向上：①サービス提供事業者への指導等 ②サービスの質の向上
- 介護サービス事業者の財務状況の見える化推進(P14)
- 生産性向上の推進(P15)

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて②

▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について

青字：第8期までの取組（引き続き第9期でも取り組んでいく予定）

赤字：第9期での取組（今後取り組んでいく予定）

【予防】 ボランティアやNPO・自治体などによる介護予防

- 生きがい活動の促進：
 - ①老人クラブの育成、支援
 - ②スポーツ活動の推進
 - ③老人健康農園事業
 - ④高齢者利用施設
 - ⑤文化施設無料優待券（シルバーカード）の交付
 - ⑥高齢者おでかけバスカードの交付
 - ⑦保険外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成
 - ⑧高齢者大学事業
 - ⑨介護予防・家族介護教室
 - ⑩ひとり暮らし高齢者ガイドブック
- 交流・地域活動の推進：
 - ①三世代交流促進事業
 - ②友愛チーム・ふれあい訪問事業
 - ③高齢者ふれあい入浴事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実：
 - ①介護予防・生活支援サービス事業
 - ②一般介護予防事業
- リハビリテーションサービス提供体制の推進：
 - ①リハビリテーションサービス事業
- 健康づくり推進：
 - ①高齢者の健康づくり
- 介護予防と健康づくりの一体的推進：
 - ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進(P16・17)

【生活支援】 配食サービス・見守り・安否確認など

- 就労機会の確保：
 - ①高齢者の就労支援
- 地域で支え合う仕組みづくりの促進：
 - ①日常生活圏域協議体設置事業
 - ②支え合いの仕組みづくり推進事業
 - ③支え合い活動実践者養成事業
- 認知症施策の総合的な推進：
 - ①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発と**本人発信支援**
 - ②認知症予防のための通いの場の充実
 - ③認知症の人やその家族、**介護者への支援の充実**
 - ④認知症の人が安心できる地域で支える見守り体制
- 高齢者見守り活動の推進：
 - ①高齢者見守り事業
 - ②配食による安否確認事業
- 権利擁護の推進：
 - ①高齢者の虐待防止
 - ②成年後見制度の相談支援
- 防災・防犯・交通安全・感染症対策：
 - ①避難行動要支援者への避難支援等
 - ②防犯活動の推進
 - ③高齢者の交通事故防止対策
 - ④感染症対策
- 重層的支援体制整備事業の実施(P18)
- 福祉相談窓口連携会議の開催(P18)

・認知症の方が伝えたいことを受け止めるための支援を行う。
・認知症サポーターのステップアップ研修を受けた方、認知症の方、ご家族の方でチームオレンジを結成し、ニーズのマッチングを図る。

【地域包括ケア実現に向けた中核的な機関】 地域包括支援センター

- 地域包括支援センターの体制強化：
 - ①地域包括支援センターの整備・機能強化(P19)
 - ②地域ケア会議の実施

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて③

▶ 医療・介護情報基盤の整備

介護情報利活用の推進（介護保険部会意見書より抜粋）

国資料

介護保険制度の見直しに関する意見
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(介護情報利活用の推進)

- 現在、利用者に関する顕名の介護情報等（介護レセプト情報、要介護認定情報、L I F E（科学的介護情報システム）情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっていない。厚生労働省データヘルス改革工程表に基づき、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められていることを踏まえて、具体的な介護情報基盤整備の在り方を検討することが必要である。そのため、現在、介護情報利活用に関するWGにおいて、必要な情報の選定・標準化や、情報を閲覧・共有するための仕組みの整備について議論されているところである。
- 自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することにより、以下の効果が期待でき、これにより、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進にも繋がる。
 - ・ 自治体が、被保険者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用する。
 - ・ 利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、利用者自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ・ 介護事業者・医療機関が、本人の同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に対して提供する介護・医療サービスの質を向上させる。
 - ・ 紙でのやりとりが減り、事務負担が軽減する。
- これらを踏まえ、個人情報保護や情報セキュリティに十分留意しつつ、また、全国医療情報プラットフォームの実現に資するよう、介護情報を集約し、医療情報とも一体的に運用する情報基盤を国が全国一元的に整備することが必要である。
この介護情報基盤を用いて介護情報等の収集・提供等を行う事業は、保険料と公費の財源により実施する地域支援事業として位置付ける方向で、より効率的・効果的な運用となるよう、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら、検討することが適当である。

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて④

▶ 介護サービス事業者の財務状況の見える化推進

国資料

財務状況等の見える化（介護保険部会意見書より抜粋）

介護保険制度の見直しに関する意見
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(財務状況等の見える化)

- 介護サービス事業者について、
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完に活用することが可能となるという観点から、経営情報を収集・把握することは重要である。
また、介護サービス事業者側も、マクロデータを自事業所の経営指標と比較することで、経営課題の分析にも活用可能と考えられる。
- 医療法人の経営情報に係る検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、社会福祉法人と同様に、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備するとともに、介護サービス事業者から届け出られた個別の事業所の情報を公表するのではなく、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することが適当である。その際、介護サービス事業者の事務負担等に十分に配慮する必要がある。
- また、介護サービス情報公表制度について、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。あわせて、介護分野においては、介護人材の確保を目指して累次の処遇改善等がなされているところ、介護サービス情報公表制度は利用者等のサービス選択において広く活用されており、各施設・事業所の従事者の情報について、現行においても職種別の従事者の数や従事者の経験年数等が公表されていることも踏まえ、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に関係する個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて⑤

▶ 生産性向上の推進

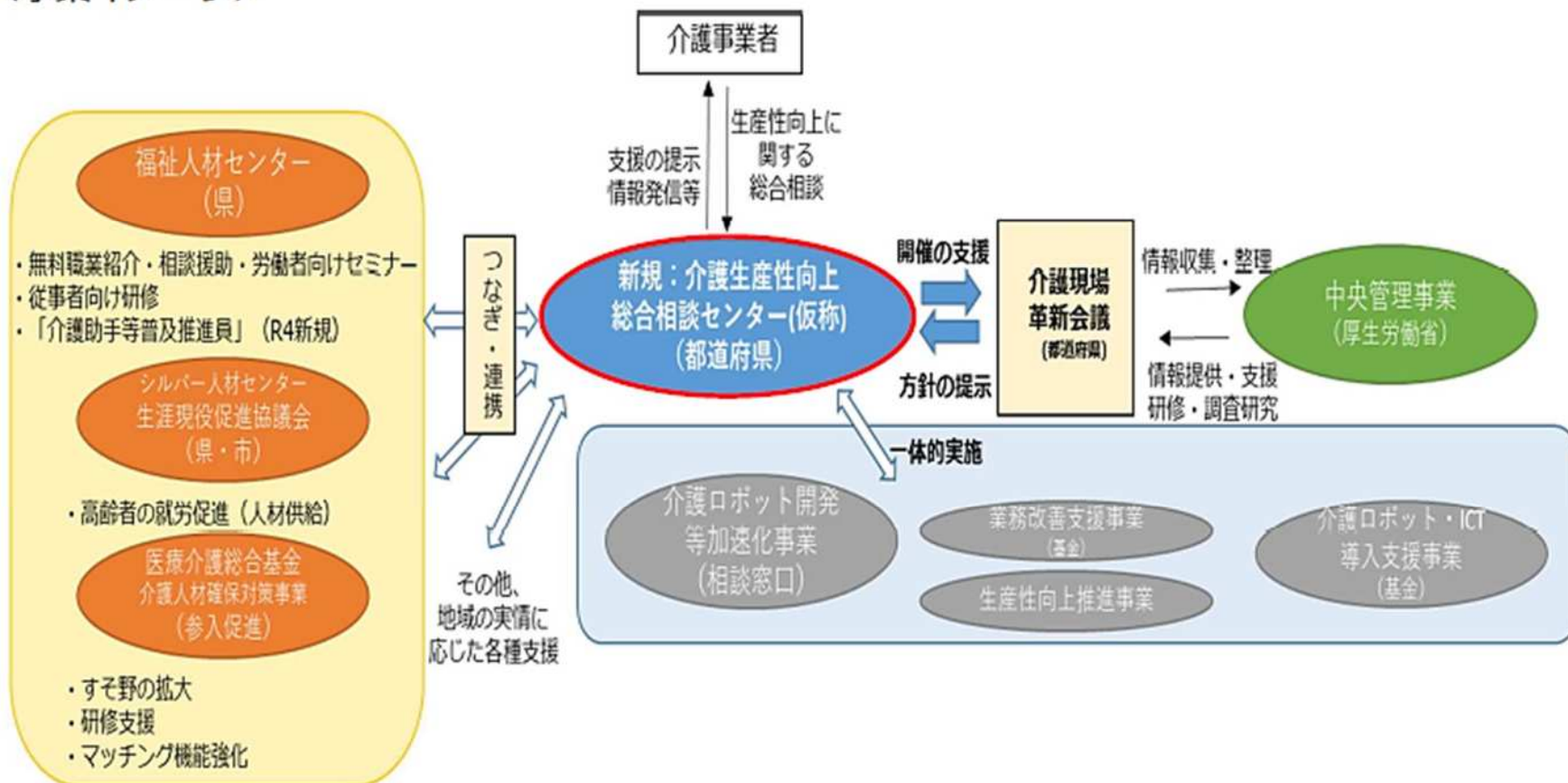
介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金）について

参考

国資料

○ 都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施するための基金メニューを設ける。（※既存の基金メニュー（業務改善支援事業）の拡充での対応を予定。）

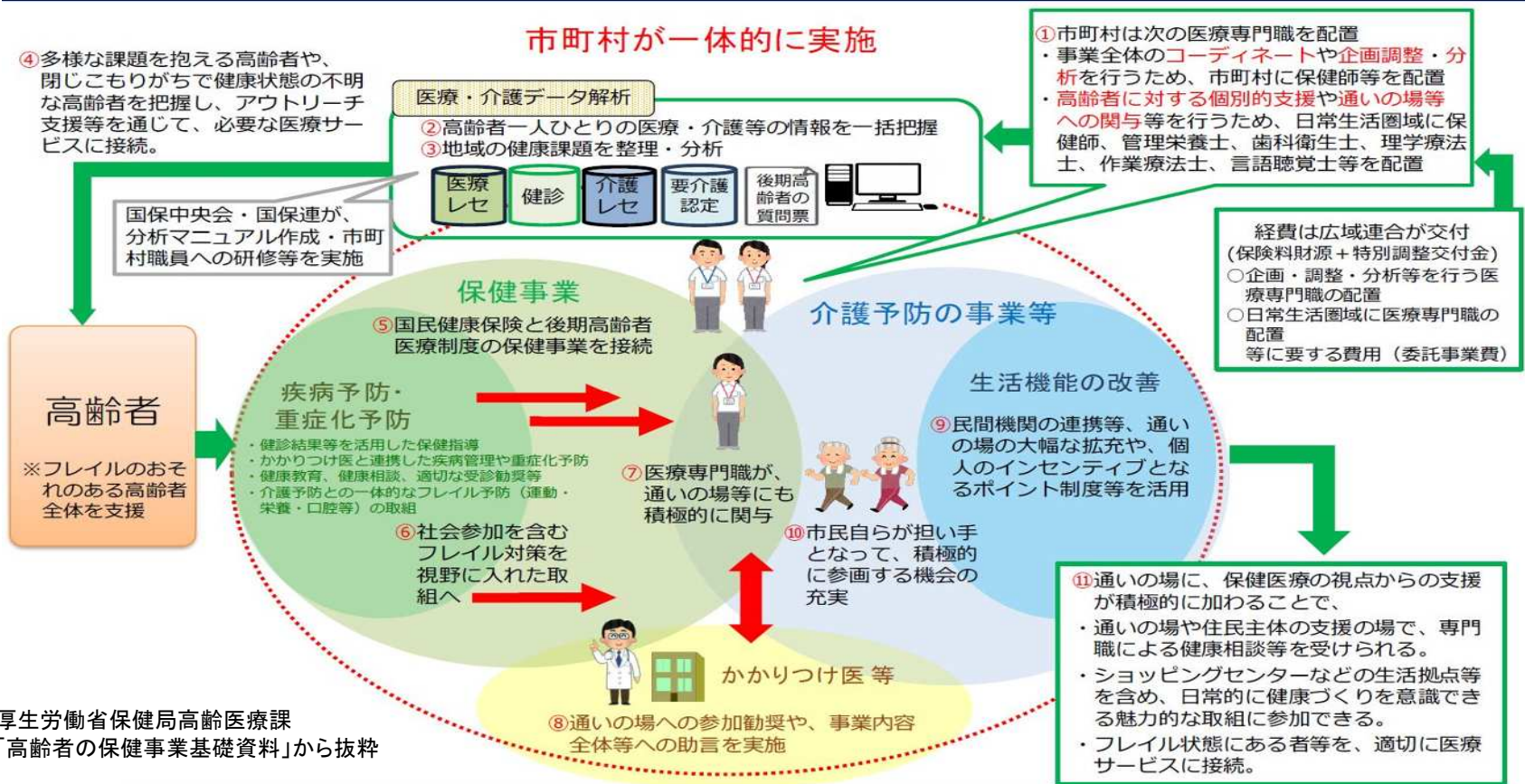
<事業イメージ>



5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて⑥

▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



- フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防、重症化予防を一体的に実施する枠組みの構築。
- 広域連合が市町村に実施を委託し令和2年4月から開始。
- 令和6年度までに全ての市町村が実施することを目指す。

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて⑦

▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進

【令和4年度 本市の取組】

- ・岐阜県後期高齢者医療広域連合の委託事業として、**令和4年度**から事業開始した。
- ・福祉部福祉医療課配置の保健師2名（企画調整を担う者、地域を担当する者、各1名）で事業を展開した。

企画調整をする
保健師の業務

- ① 事業の企画調整と医療関係団体等との連絡調整
- ② 国保データベースシステム（KDBシステム）を活用し健康課題の分析、対象者の抽出

地域を担当する
保健師の業務

- ① 高齢者に対する個別的な支援（ハイリスクアプローチ）
- ② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

令和4年度 実施状況

介護保険法による市内13圏域中、高齢化率が高い2圏域をモデル的に選出し、糖尿病対策とフレイル対策に注目し事業を計画し実施。年度末には事業評価を行った。

ハイリスクアプローチ（糖尿病性腎症重症化予防事業）

令和3年度のすこやか健診の受診者で、糖尿病未治療者への受診勧奨や生活状況の把握、保健指導の実施。

【対象者3名に3～4回の支援を実施】

ポピュレーションアプローチ（フレイル予防事業）

地域で開催されている「ふれあい・いきいきサロン」の3か所で、フレイル予防の健康教育、健康チェックを実施。

【実施者数 延べ70人】

今後の取組の方向性

市内全域での実施を目指していき、事業への参加者を拡大していく。

ハイリスクアプローチ

- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 健康状態不明者対応（R5年度～）

ポピュレーションアプローチ

- フレイル予防事業
- 歯科保健事業（R5年度～）

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて⑧

▶ 重層的支援体制整備事業の実施

一体的に行う3つの支援

1 属性を問わない相談支援

・本人やその世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関全体で支援するとともに支援が届いていない方にも寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援を実施

◆ 包括的相談支援事業

→ 困りごとを抱える方を包括的に受け止め、必要な支援関係機関につなげる支援

◆ 多機関協働事業

→ 福祉まるごと支援員が複雑・複合化した課題を解きほぐし、支援関係機関をつなぎなおす支援

◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

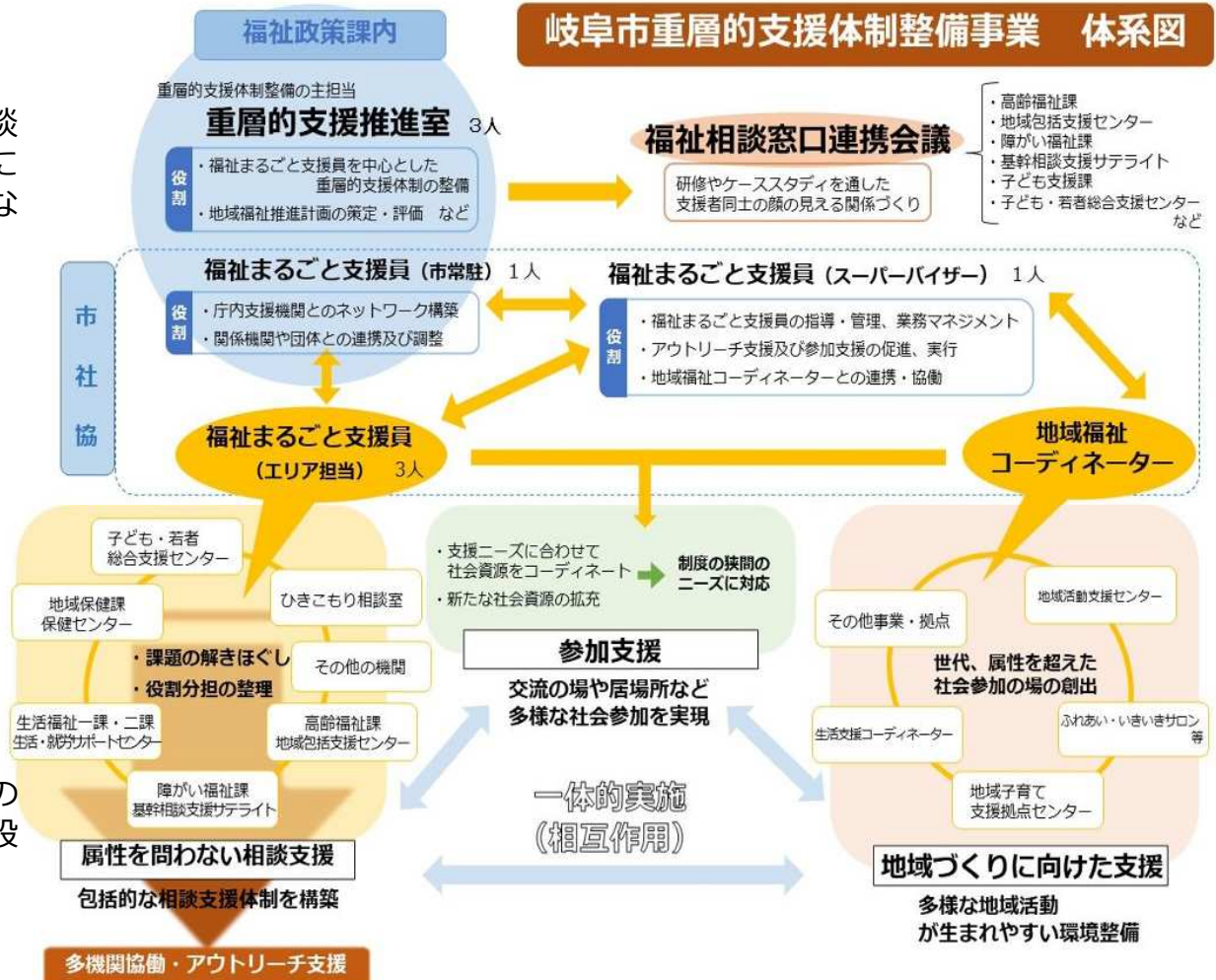
→ 支援が届いていない方に寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援

2 参加支援

・本人やその世帯の支援ニーズと社会資源との間の調整を行うことで、社会とのつながりを段階的に回復する支援体制を実施

3 地域づくりに向けた支援

・地域における活動の活性化等を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境を整備



5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて⑨

▶ 地域包括支援センターの整備・機能強化

地域包括支援センターの体制整備等（介護保険部会意見書より抜粋）

国資料

介護保険制度の見直しに関する意見
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(地域包括支援センターの体制整備等)

- 地域包括支援センターは、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。
- 認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のためには、こうした地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用することが重要であるが、総合相談支援機能を発揮できるようにするためにも、センターの業務負担軽減を推進するべきである。また、家族介護者支援においては、地域包括支援センターのみならず、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組との連携を図ることが重要である。
- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大**することが適当である。
また、総合事業において、従前相当サービス等として行われる**介護予防ケアマネジメントA**について、**利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とすることが適当である。**
- また、**総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活用を推進**することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、**センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。**
- これらの取組のほか、センターの業務に関し、標準化、重点化及びICTの活用を含め、業務の質を確保しながら職員の負担軽減に資するような方策を検討することが適当である。
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

